

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年6月19日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官
(説明員) (給与局)
中西給与第二課長、松浦企画調整官

議 題

職務の級の定数の設定に関する内閣総理大臣への意見の申出

議事の概要

- 議題「職務の級の定数の設定に関する内閣総理大臣への意見の申出」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

職務の級の定数の設定に関する内閣総理大臣への意見の申出

令和7年6月 19 日
給 与 局

一般職の職員の給与に関する法律第8条第1項において、内閣総理大臣は、人事院の意見を聴いて、職務の級の定数を設定・改定することができるとされており、その場合、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見は十分に尊重するものとする旨が定められている。

そのため、毎年度末に翌年度の職務の級の定数に係る意見の申出を行っているところであるが、その時点で決定していなかった組織の改廃等が年度途中に行われる場合、それにより新設されるポストの級格付等について、人事院として改めて意見の申出を行う必要がある。

今般、下記のとおり警察庁及び金融庁において組織の改廃等が行われることから、必要な意見の申出を行うこととしたい。(別添 意見の申出(案))

※ 年度途中の級格付は、機構・定員審査と一体的に内閣人事局で案が作成され、それに対して職員の適正な勤務条件の確保の観点から人事院の意見を述べる形となっている。

1. 組織改廃等の内容

○ 警察庁

東京都を含む関東地方において、SNS 等のいわゆる「闇バイト」募集に応募した実行犯が敢行した凶悪な強盗事件等が相次いで発生するなどしており、その対策が喫緊の課題となっている中、部門を超えた情報の一元的管理や戦略的な取締りを行うため、本年10月、警視庁に匿名・流動型犯罪グループ対策本部対策監を新設する等の組織改廃が予定されている(6/6(金)に都議会で可決済)。当該ポストを含め国家公務員(※)となる新設6ポストの級格付けについて、意見の申出を行う必要がある。

※ 都道府県警察に所属する警察官のうち、警視正以上の階級にある警察官の身分は国家公務員となる。

【新設ポスト】 ※ 全て同等級を振替

- ・ 「部長」×1 (公(→)11級)
- ・ 「参事官、課長」×5 (公(→)9級×4、(公(→)8級×1))

○ 金融庁

日本経済の成長と国民の資産所得の増加に繋げるべく、金融業の柱の一つである資産運用業の更なる発展を目指し、既存の資産運用事業者の運用力向上や新規参入の促進といった高度化を図るため、本年7月、監督局に資産運用課を新設する等の組織改廃が予定されている。資産運用課長を含む新設17ポストの級格付けについて、意見の申出を行う必要がある。

【新設ポスト】 ※ 「課長」以外は全て同等級を振替

- ・ 「課長」×1 (行(→)8級)

※ 「一般職員」(行(→)1級)を振り替えて設置し、別途、機構財源として「参事官」(行(→)8級)及び「室長」(行(→)7級)を一般職員(行(→)1級)に振替。

- ・ 「専門職」×1 (行(→)6級)
- ・ 「課長補佐」×8 (行(→)5級)
- ・ 「係長」×7 (行(→)3級)

2. 人事院としての対応

ポストの級格付については、従前より、ポストの職務・職責に応じたものとなるよう「新設官職に係る定数等の設定の考え方」に基づいて対応することとしており、内閣人事局から示された級格付案は、この考え方に沿って調整されたものとなっていることから、職員の適正な勤務条件確保の観点から問題ないと考えられる。

そこで、こうした内容を盛り込んだ人事院の意見の申出を内閣総理大臣に対して行うこととしたい。

以 上

【参考】一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（抄）

第8条 内閣総理大臣は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第6条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて、職務の級の定数（会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を除く。）を設定し、又は改定することができる。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2～12 （略）

【参考】新設官職に係る級別定数の設定についての考え方（令和6年12月19日院議資料）

- 人事院規則9－8の標準職務表を基準とし、機構の新設や増員分は同一職名の標準級（例：本省課長級ポスト新設の場合は行政職俸給表（一）8級など）、振替分は振替元官職と同等級に格付けすることが基本。
- 指定職及び上位級については、内閣人事局から提示される格付け案について、上記の方針を踏まえつつ、個別判断。
- 中下位級については、上記の方針に沿って格付けを実施。ただし、職員の処遇の要素がより強いため、既設官職を含む職員全体の昇格ペース等に配慮して適正な勤務条件が確保されるよう（※）、各府省の要望を踏まえつつ、内閣人事局と必要な調整を行う。

（※）本府省の課長補佐級ポスト（原則行（一）5級）を新設する場合で、困難な業務を的確に遂行するため行（一）6級の職員を就任させる場合など

(案)

令和7年6月〇〇日

内閣総理大臣 石 破 茂 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

治安対策上の新たな脅威に的確に対処するための組織整備及び金融庁の所掌事務の的確な遂行を図るための体制整備に伴う職務の級の定数の設定及び改定に関する意見の申出

人事院は、「治安対策上の新たな脅威に的確に対処するための組織整備及び金融庁の所掌事務の的確な遂行を図るための体制整備に伴う職務の級の定数の設定及び改定について（令和7年6月18日閣人行第111号）」を踏まえ、職員の適正な勤務条件確保の観点から検討を行った結果、「職務の級の定数の設定及び改定結果について（令和7年4月1日閣人行第78-6号）」の別表1に定める職務の級の定数の設定については別紙1、「職務の級の定数の設定及び改定結果について（令和7年4月1日閣人行第78-9号）」の別表1に定める職務の級の定数の設定については別紙2の内容を踏まえて設定及び改定を行われるよう、一般職の職員の給与に関する法律第8条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に意見を申し出ます。この意見は「治安対策上の新たな脅威に的確に対処するための組織整備及び金融庁の所掌事務の的確な遂行を図るための体制整備に伴う職務の級の定数の設定及び改定について」に掲げる案に沿ったものとなっています。

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
警察庁	警察庁共通費	行政職俸給表（一）		4,660		13	49	40	91	302	452	1,274	1,315	664	460	
			（ 本 庁 ）	1,301		13	26	18	42	74	156	241	464	162	105	
			課 長	41		13	23	5								
			室 長	10				8	2							
			課 長 補 佐	218					28	61	129					
			係 長	568								221	347			
			主 任	92									45	47		
			専 門 職	18							10		8			
			工 場 長	1				1								
			警 察 大 学 校 部 長 教 授	1				1								
			同 教 授	20					6	6	8					
			同 課 長	3					2	1						
			同 助 教 授	16							3	13				
			セ ン タ ー 所 長	4			1	1	2							
			情 報 通 信 学 校 部 長 教 授	6			2	2	2							
			同教授、助教授	19						6	6	7				
			技 術 職 員	177									64	113		
			一 般 職 員	107										2	105	
			（管区警察局）	3,359			23	22	49	228	296	1,033	851	502	355	
			管 区 警 察 局 支 局 長	1			1									
			管区警察局部長	7			6	1								
			同 課 長	48					31	9	8					
			同 課 長 補 佐	246							158	88				

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
			管区警察局係長	543								302	164	77		
			同 主 任	79									35	44		
			同 技 術 調 査 官	27						23	4					
			同 専 門 職	7									7			
			通 信 現 業 所 長	109						43	35	31				
			府 県 情 報 通 信 部 長	50			16	19	15							
			府 県 情 報 通 信 部 課 長	153						124	25	4				
			同 課 長 補 佐	256							64	192				
			同 係 長	981								411	437	133		
			同 主 任	78									24	54		
			管 区 警 察 学 校 部 長	6				2	3	1						
			同 室 長 教 授	2						2						
			同 教 授	20						13	1	3	3			
			同 教 官	5								2	3			
			同 課 長	14						13	1					
			技 術 職 員	369									178	191		
			一 般 職 員	358										3	355	
		行政職俸給表（二）		37							3	5	18	11	-	
			（ 本 庁 ）	18							2	2	10	4		
			技 能 労 務 職 員	18							2	2	10	4		
			（管区警察局）	19							1	3	8	7		
			技 能 労 務 職 員	19							1	3	8	7		
		公安職俸給表（一）		2,899	7	148	426	182	157	601	548	830	-	-	-	
			（ 本 庁 ）	1,465		9	26	65	79	474	312	500				
			室 長	35			26	9								

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
			課 長 補 佐	553				43	70	440						
			係 長	776							308	468				
			専 門 職	33						10		23				
			警 察 大 学 校 部 長 教 授	9		9										
			同 教 授	40				11	8	21						
			同 課 長	2				2								
			同 助 教 授	13							4	9				
			セ ン タ ー 室 長	3					1	2						
			情 報 通 信 学 校 教 授	1						1						
			一 般 職 員	-												3 級：4月1日から9月30日までは19
			(管区警察局)	832		14	11	36	78	127	236	330				
			管区警察局部長	9		9										
			同 課 長	59				26	19	14						
			同 課 長 補 佐	244						78	93	73				
			同 係 長	190								190				
			同 首 席 監 察 官	7		1	4	2								
			同 監 察 官	14				1	8	5						
			府県情報通信部 課 長	45					45							
			専 門 職	47							32	15				
			管区警察学校長	6		4	2									
			管 区 警 察 学 校 部 長 教 授	12			5	7								
			同 科 長 ・ 室 長 教 授	36					6	30						
			同 教 官	163							111	52				
			(都 道 府 県 警 察)	602	7	125	389	81								
			県 本 部 長 及 び 方 面 本 部 長	27	3	24										

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
			部 長	270	4	38	223	5								
			参 事 官、課 長	151		6	74	71								
			警 察 学 校 長	15		2	10	3								
			警察学校副校長	1			1									
			署 長	138		55	81	2								
		医療職俸給表（一）		3							-	-	1	2	-	
				3									1	2		
			医 師	3									1	2		
		医療職俸給表（二）		1				-	-	-	-	-	1	-	-	
				1									1			
			歯 科 技 工 士	1									1			
		医療職俸給表（三）		10					-	-	-	-	4	6	-	
				4									1	3		
			看 護 師 長	1									1			
			看 護 師	3										3		
			（管区警察局）	6									3	3		
			看 護 師 長	3									3			
			看 護 師	3										3		
		専門スタッフ職俸給表		20								-	16	4	-	
				20									16	4		
			専 門 職	20									16	4		
		指定職俸給表		67												
				長 官	1											
				次 長	1											
				官 房 長、局 長	6											

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
			総 括 審 議 官	1												
			技術総括審議官	1												
			政 策 立 案 総 括 審 議 官	1												
			部 長	3												
			審 議 官	5												
			首 席 監 察 官	1												
			警 察 大 学 校 長	1												
			警 察 大 学 校 副 校 長	1												
			研 修 所 長	1												
			セ ン タ ー 所 長	2												
			情報通信学校長	1												
			管 区 警 察 局 長	6												
			都 道 警 察 情 報 通 信 部 長	2												
			警 視 総 監	1												
			警 視 庁 副 総 監	1												
			道 府 県 本 部 長	23												
			府 警 察 副 本 部 長	1												
			警 視 庁 部 長	7												
	皇宮警察本部	行政職俸給表（一）		39		-	-	-	1	1	5	7	11	7	7	
			課 長	1					1							
			課 長 補 佐	5							4	1				
			係 長	7								2	5			
			主 任	8									5	3		
			警 察 学 校 教 官	6							1	4	1			
			同 教 育 主 事	1						1						

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
			一 般 職 員	11										4	7	
		公安職俸給表（一）		896	1	1	4	6	12	36	44	184	311	152	145	
			副 本 部 長	1	1											
			部 長	2		1	1									
			課 長	8			1	2	5							
			課 長 補 佐	21						16	3	2				
			係 長	47								20	27			
			主 任	39									22	17		
			首 席 監 察 官	1				1								
			侍 衛 官	3					2	1						
			側 衛 官	135						15	30	62	19	9		
			専 門 職	72							1	31	40			
			護 衛 署 長	4			2	2								
			護 衛 署 副 署 長	4					4							
			同 課 長	8						4	3	1				
			同 課 長 補 佐	24							7	17				
			同 係 長	78								41	37			
			同 主 任	225									163	62		
			派 出 所 長	5								5				
			警 察 学 校 長	1				1								
			警 察 学 校 教 頭	1					1							
			同教官、助教官	8								5	3			
			一 般 職 員	209										64	145	
		医療職俸給表（三）		1					-	-	-	-	-	1	-	
			看 護 師	1										1		

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
		指定職俸給表		1												
			本 部 長	1												
	科学警察研 究所	行政職俸給表（一）		10		-	1	-	1	-	1	3	3	1	-	
			部 長	1			1									
			課 長	1					1							
			課 長 補 佐	1							1					
			係 長	6								3	3			
			主 任	1										1		
		行政職俸給表（二）		2							-	1	-	1	-	
			技 能 労 務 職 員	2								1		1		
		公安職俸給表（一）		5	-	-	-	2	-	3	-	-	-	-	-	
			課 長	2				2								
			課 長 補 佐	2						2						
			専 門 職	1						1						
		研究職俸給表		110						-	26	14	36	34	-	
			部 長 等 研 究 員	76							26	14	36			
			研 究 員	34										34		
		指定職俸給表		2												
			所 長	1												
			副 所 長	1												

備考

1 警察庁/警察庁共通費の欄関係

指定職俸給表の適用を受ける「部長」、「審議官」、「首席監察官」、「警察大学校副校長」、「研修所長」、「センター所長」、「情報通信学校長」、「管区警察局長」又は「都道警察情報通信部長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表（一）の10級に設定されるものとする。

（本庁関係）

(1) 「（本庁）」には、警察大学校を含む。

(2) 行政職俸給表（一）の「課長」には、参事官、国家公安委員会事務官、管理官及び犯罪鑑識官を、「室長」には、センター所長を、「警察大学校教授」には、警察情報通信研究センター室長、サイバーセキュリティ対策研究センターデバイス解析研究室長及びサイバーセキュリティ対策研究センターネットワーク解析研究室長を、「警察大学校課長」には、総務調整官を含む。

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
(3) 公安職俸給表(一)の「室長」には、企画官、監察官、対策官、情報官及び国際サイバー捜査指導官を、「警察大学校課長」には、警察政策研究センター政策調査官を含む。 (管区警察局関係) (1) 行政職俸給表(一)の「管区警察局課長」には、会計監査官、外事技術情報官及び人事調整官を、「通信現業所長」には、通信支所長を、「府県情報通信部長」には、通信支部長及び方面情報通信部長を、「府県情報通信部課長」には、通信支部課長及び方面情報通信部課長を、「管区警察学校課長」には、総務調整官を含む。 (2) 公安職俸給表(一)の「管区警察局課長」には、高速道路管理官、警衛調査官及び災害対策官を含む。 (都道府県警察関係) (1) 公安職俸給表(一)の「部長」には、市警察部長及び警視庁の匿名・流動型犯罪グループ対策本部対策監を、「参事官、課長」には、警視庁及び大阪府警察の方面本部長並びに警視庁の首席監察官、運転免許本部長、通信指令本部長、サイバーセキュリティ対策本部副本部長、第一機動隊長、神奈川県警察のサイバーセキュリティ対策本部長、静岡県警察のサイバー対策本部長、京都府警察のサイバー対策本部長及び兵庫県警察のサイバーセキュリティ・捜査高度化センター長を含む。 (2) 指定職俸給表の適用を受ける「道府県本部長」、「府警察副本部長」又は「警視庁部長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で公安職俸給表(一)の11級に設定されるものとする。 2 警察庁/皇宮警察本部の欄関係 公安職俸給表(一)の「一般職員」には、巡査長を含む。 3 警察庁/科学警察研究所の欄関係 (1) 公安職俸給表(一)の「課長」には、研究調整官を含む。 (2) 指定職俸給表の適用を受ける「所長」又は「副所長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で研究職俸給表の6級に設定されるものとする。																

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
金融庁	金融庁共通費	行政職俸給表（一）		1,612		11	18	48	79	317	333	131	592	29	54	
			審 判 官	3					3							
			参 事 官	10		2	6	2								8 級：※2が※1前の場合には、4月1日から※2の前日までは2、※2から※1の前日までは3、※2が※1以後の場合には、4月1日から※1の前日までは2、※1から※2の前日まで（※2と※1が同日の場合を除く。）は1
			課 長	14		8	5	1								8 級：4月1日から※1の前日までは0
			室 長	52			2	38	12							8 級：※2が※1前の場合には、4月1日から※2の前日までは40、※2から※1の前日までは39、※2が※1以後の場合には、4月1日から※1の前日までは40、※1から※2の前日まで（※2と※1が同日の場合を除く。）は39 7 級：4月1日から※2の前日までは11
			課 長 補 佐	371					21	122	228					7 級：※2が※1前の場合には、4月1日から※2の前日までは24、※2から※1の前日までは22、※2が※1以後の場合には、4月1日から※1の前日までは24、※1から※2の前日まで（※2と※1が同日の場合を除く。）は23 6 級：※2が※1前の場合には、4月1日から※2の前日までは119、※2から※1の前日までは121、※2が※1以後の場合には、4月1日から※1の前日までは119、※1から※2の前日まで（※2と※1が同日の場合を除く。）は120 5 級：4月1日から※2の前日までは224
			係 長	294								40	254			4 級：4月1日から※2の前日までは45 3 級：4月1日から※2の前日までは249
			主 任	15									2	13		
			専 門 職	381					24	90	49	26	192			6 級：※2が※1前の場合には、4月1日から※2の前日までは92、※2から※1の前日までは91、※2が※1以後の場合には、4月1日から※1の前日までは92、※1から※2の前日まで（※2と※1が同日の場合を除く。）は91 5 級：4月1日から※2の前日までは48 3 級：※2が※1前の場合には、4月1日から※2の前日までは188、※2から※1の前日までは191、※2が※1以後の場合には、4月1日から※1の前日までは188、※1から※2の前日まで（※2と※1が同日の場合を除く。）は189

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
			証券取引等監視委員会等事務局課長	9		1	5	3								
			同 室 長	14				4	10							
			同 課 長 補 佐	28					3	11	14					
			同 係 長	36								17	19			
			同 主 任	3									1	2		
			同 専 門 職	314					6	94	42	48	124			6 級：4月1日から※2の前日までは96 3 級：4月1日から※2の前日までは123
			一 般 職 員	68										14	54	2 級：※2が※1前の場合には、4月1日から※2の前日までは17、※2から※1の前日までは15、※2が※1以後の場合には、4月1日から※1の前日までは17、※1から※2の前日まで（※2と※1が同日の場合を除く。）は16 1 級：※2が※1前の場合には、4月1日から※2の前日までは51、※2から※1の前日までは52、※2が※1以後の場合には、4月1日から※1の前日までは51、※1から※2の前日まで（※2と※1が同日の場合を除く。）は53
		行政職俸給表（二）		3							1	1	1	-	-	
			技 能 労 務 職 員	3							1	1	1			
		専門スタッフ職俸給表		13								-	8	5	-	
			専 門 職	13									8	5		3 級：4月1日から※2の前日までは7
		指定職俸給表		17												
			長 官	1												
			金融国際審議官	1												
			局 長	3												
			総 括 審 議 官	1												
			政 策 立 案 総 括 審 議 官	1												
			審 議 官	5												
			参 事 官	3												
			証券取引等監視委員会等事務局課長	1												
			証券取引等監視委員会等事務局次長	1												

組 織	項	俸給表	職 名	職務の 級 総数	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
備考 1 金融庁/金融庁共通費の欄関係 (1) 行政職俸給表（一）の「課長」には、検査監理官を、「室長」には、企画官、人事調査官、国会連絡調整官、主任統括検査官、統括検査官、信用法制企画調整官、企業財務調査官、監督企画官及び地域銀行調整官を、「証券取引等監視委員会等事務局課長」には、証券検査監理官を、「証券取引等監視委員会等事務局室長」には、統括検査官、統括調査官及び統括特別調査官を含む。 (2) 指定職俸給表の適用を受ける「審議官」、「参事官」又は「証券取引等監視委員会等事務局次長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表（一）の 1 0 級に設定されるものとする。 2 補足事項の※関係 (1) ※1 資産運用課の設置に伴う改正金融庁組織令施行の日とする。 (2) ※2 総合政策局参事官増設の日とする。																

閣人行第 1 1 1 号

令和 7 年 6 月 1 8 日

人事院事務総長 佐々木 雅之 殿

内閣人事局長 佐藤 文 俊

治安対策上の新たな脅威に的確に対処するための組織整備
備及び金融庁の所掌事務の的確な遂行を図るための体制
整備に伴う職務の級の定数の設定及び改定について

治安対策上の新たな脅威に的確に対処するための組織整備及び金融
庁の所掌事務の的確な遂行を図るための体制整備に伴う職務の級
の定数の設定及び改定について、組織管理の観点から、振替査定案を
示してきたところですが、職員の適正な勤務条件確保の観点からの
人事院の意見を求めます。

参考

1. 治安対策上の新たな脅威に的確に対処するための組織整備関係

【警察庁関係】

(都道府県警察)

- ・ 部長 (公安職俸給表 (一) 11級) の定数の増 (1)
- ・ 部長 (公安職俸給表 (一) 11級) の定数の減 (1)
- ・ 参事官、課長 (公安職俸給表 (一) 9級) の定数の増 (4)
- ・ 参事官、課長 (公安職俸給表 (一) 9級) の定数の減 (4)
- ・ 参事官、課長 (公安職俸給表 (一) 8級) の定数の増 (1)
- ・ 参事官、課長 (公安職俸給表 (一) 8級) の定数の減 (1)

2. 金融庁の所掌事務の的確な遂行を図るための体制整備関係

【金融庁関係】

(金融庁)

- ・ 参事官 (行政職俸給表 (一) 8級) の定数の減 (1)
- ・ 課長 (行政職俸給表 (一) 8級) の定数の増 (1)
- ・ 室長 (行政職俸給表 (一) 7級) の定数の減 (1)
- ・ 課長補佐 (行政職俸給表 (一) 5級) の定数の増 (8)
- ・ 課長補佐 (行政職俸給表 (一) 5級) の定数の減 (8)
- ・ 係長 (行政職俸給表 (一) 3級) の定数の増 (7)
- ・ 係長 (行政職俸給表 (一) 3級) の定数の減 (7)
- ・ 専門職 (行政職俸給表 (一) 6級) の定数の増 (1)
- ・ 専門職 (行政職俸給表 (一) 6級) の定数の減 (1)
- ・ 一般職員 (行政職俸給表 (一) 1級) の定数の増 (2)
- ・ 一般職員 (行政職俸給表 (一) 1級) の定数の減 (1)